

通商産業委員会 議事録 第二十五号

昭和二十九年三月二十四日(水曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事 小川 幸八君 理事 山手 満男君

理事 永井 勝次郎君 理事 加藤 鏡造君

始末 伊平君 田中 龍夫君

征本 一雄君 長谷川 四郎君

柳原 三郎君 加藤 清二君

齋木 重一君 川上 貫一君

出席政府委員

通商産業政務次官 古池 信三君

通商産業事務官 川上 爲治君

(鉱山局長) 中島 征帆君

通産産業事務官 中島 征帆君

(公産事業局長) 中島 征帆君

委員外の出席者

通商産業事務官 吉田 剛君

(公益事業局長) 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

専門員 越田 清七君

三月二十三日

委員岡田春夫君辞任につき、その補

欠として川上貫一君が議長の名で

委員に選任された。

三月二十三日

中小企業に対する金融等に関する陳

情書(宇治山田市岩洲町協同組合宇

治山田専門店会理事長河村武助)(第

二二四〇号)

同(津市中町通り協同組合津市専

門店会理事長橋田幸治)(第二二四

一号)

電気料金値上げ反対に関する陳情書

(福島商工会議所会頭小松謙一)(第

二二四二号)

同(東京都墨田区議会議長加藤勝

衛)(第二二四三号)

同(名古屋商工会議所内東海経済懇

和会神野金之助)(第二二四四号)

同(福知山市議会議長奥田慶三)(第

二二四五号)

同(山口県議会議長二木謙吾)(第二

二四六号)

かんがい排水用電気料金値上げ反対

に関する陳情書(愛知県庁内愛知県

土地改良協会会長中垣国男外四名)

(第二二四八号)

イラン石油の輸入に関する陳情書

(秋田県鹿角郡花輪町字下中島日本

通運株式会社社中花輪支店長溝口景

春)(第二二四九号)

中小企業に対する金融等に関する陳

情書(協同組合上野市専門店会理事

長橋上鐘一)(第二二三六号)

電気料金値上げに関する陳情書(東

京都千代田区有楽町一丁目三番地

電気事業連合会長堀新)(第二二三七

号)電気料金値上げ反対に関する陳

情書(仙台市宮城郡町議会議長会

長上杉喜三郎)(第二三三八号)

同(栃木県商工会議所連合会長玉木

三子)(第二三三九号)

同(全国都道府県議会議長会長東

京都議会議長佐々木恒司)(第二三

四〇号)

同(富山県議会議長長瀬榮吉)(第二

四一〇号)

同(大阪市西区土佐堀通一番地社団

法人大阪工業会理事長吉野孝一)(第

二三四二号)

同外二件(中国五県議会議長今山

口県議会議長二木謙吾)(第二三四

三三三三)

電気法制定に伴う電気事業者の兼業

投資に関する陳情書(大阪市東区京

橋三丁目近畿ラジオ電器協会会長松

幸之助)(第二三四四号)

電気事業法に関する陳情書(全国都

道府県議会議長会長東京都議会議長

佐々木恒司)(第二三四五号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

ガス事業法案(内閣提出第一号)

○大西委員長 これより会議を開きま

す。

ガス事業法案を議題といたします。

質疑の通告がありますのでこれを許し

ます。長谷川君。

○長谷川(四)委員 大臣も次官も来な

い不熱心きわまりない委員会だから、

局長はわからなかつたらばわからない

と答えてください。それは保留してあ

らためて次官が大臣に伺いますから、

あまり長たらしくやらないように御

注意をしておきます。簡単にわかりや

すく説明してください。

まず答申書というものが審議会から

出ている。局長は直接これに関連はな

いと思うが、しかしこのガス関係法令

審議会というものをつくつて大臣級の

者を四十名も集めておる。ほかに専門

的な者が二十名、しかも半年間、二月

から八月までの長い間審議をした結

果、答申書が作成されてそれを提出し

た。提出をしてそれだけの長い期間練

りに練つた答申内容が今度の法案の中

に現われている部分が非常に少い。こ

ういう点について局長はどういうよう

な考え方を持つて——おそらくあなた

は大臣からさらに諮問されただろう

が、そのときあなたはこれをどういう

ふうにお答えしているか、こういう点

についてまず承つておきます。

○中島政府委員 法令審議会の答申の

内容は大部分この法案の中に盛り込

れておるつもりでございます。一、二

答申と違つた事項もございますけれど

も、大体において答申の線に沿つて立

案したつもりであります。

○長谷川(四)委員 大部分というのは

大部分が削除された、こういう意味だ

と思ひますからその解釈をいたしま

す。私に言わせるならば、こういう大

がかりなものを無視するならば、そんな

に大げさなことを初めからやらなくて

もよかつたのだ、こういうふうには私

は考へてゐる。そこで伺ひますが、先日

来次官も局長も消費者というものに重

点を置いて今度の法案を作成した、こ

ういうことでございます。消費者に重

点を置いたというが、どういふところ

からそういふのはつきりとしたこと

が言えるか。それは非常に部分的であ

つて、ガス事業法というものは、公益

事業という表看板で、内容はどういふ

点に重点が置かれているかというところ

ろに大なる疑いを持たなければなり

ません。こういうような点について伺

つてみたいのです。たとえば東京瓦斯

でけつこうですが、従業員の待遇は、

電産のような電気関係と比較してどう

いうふうになつておりますか、この一

点を伺ひます。

○中島政府委員 消費者保護あるいは

需用者の立場からどういふ規定がある

かということでありまして、簡単に列

挙いたしますと、事業の法的独占を排

しました五条の規定でありますとか、

許可を受けた者が設備を必ず設置しな

ければならないというような第七条の

規定でありますとか、ガス事業者があ

る一部分の区域にガスの供給を怠つて

いる場合にその許可を取消して他のガ

ス事業者に供給せよというふうなこ

とができるようにいたしました供給義

務の取消規定というものが十五条にござ

います。その他ガスの熱量、圧力等

の測定義務とか、有害成分の検査の義

務でありますとか、ガスの供給に關す

る苦情申立制度とか、こういうものを

新しくこの法案に受入れております。

これはいづれも従来やりました制度の

ほかに、新しく需用者保護の見地から

今度取入れた次第であります。

それからただいまの御質問のガス事

業に従事する、たとえば東京瓦斯の職

員、労働者の給与ベースが電産と比べ

てどうかというところであります。教

字はあとで申し上げますけれども、若

干ガスの方が電気よりも高くなつ

ております。

○長谷川(四)委員 何バーセントくらいですか。

○中島政府委員 九年一十一年の年間における基準産業別の賃金較差は、全産業を一〇〇としたしまして、ガスが一五七、電気が一三八ということになっております。

○長谷川(四)委員 保安責任という点について、一般家庭の保安責任と事業者の責任の境界があると思うのですが、そういう点はこの法律でどういうところをさすのか。これに対してどういう考え方を持っておられるか、それを伺います。

○中島政府委員 ガスの設備に関する保安責任は、ガス事業法におきましては、大体ガス設備の所有者が持つというところになっております。従いましてガスの場合には、戸口のメーターのところまでがガス事業者の施設でありまして、そこから、そこまでの工事責任並びにその後における責任はガス事業者者に属します。家庭内の分につきましては、その所有者あるいは住居者が持つことになっております。従つてたとえばガスぶろあるいはガスこんろ等の処理の結果、あるいはその設備の不十分な結果災害が起きた場合には、一応その責任はその住居者が負うわけであり、けれども、もしその工事そのものが不備の結果そういう災害を起した場合に、工事の実施者が負うことはもちろんであります。しかし工事が正当にされて、いる場合には、あとの維持及び保持に関する責任は、実際に使う者が負うわけでございます。

○長谷川(四)委員 何条にあるのか。

○中島政府委員 第二十八条の「ガス事業者は、ガス工作物を通商産業省令

で定める保安上の基準に適合するように維持しなければならない。」これがガス事業者の保安の責任の規定でございます。その規定の範囲内で責任を持つことになっております。

○長谷川(四)委員 現在ガスの圧力といふか、こういう点についていろいろ批判もありますし、またいろいろ事故があつてもなか／＼来てくれないというので、非常な苦情が出ておりますから、今度五十一條が法定されたというところになるのでしょうか、こうなつて来て、今度はお役所の方へ何か苦情を申し込めば、お役所の方、つまりあなたの方でその処理を急速にやらなければならぬという命令を出すんだ、こういうことなんですか。となると、あなたの方の人員は必然的に増さなければならぬ。サービスをしていなければならぬ。サービスをしたしつとつた。つとつたが、そのいすにはだれもいないというのではないはずなんだが、そういう点でこれらのサービスに充てる人員を何名くらい用意をして、どのくらい予算をもつてこれに当るつもりかを伺いたい。

○中島政府委員 苦情申立ての処理に關しましては、できるだけ迅速にするという方針でございますけれども、現在のところどの程度苦情の申立てがあるかどうかわかりません。またある程度ございしても、現在の陣容で一応行けるという考え方のもとに、このために特別に人員あるいは予算を請求いたしておりません。現在あります人員でもつて一応処理いたしまして、その間にも非常に苦情がたかさん出まして、とうてい現状では処理しきれないということになりましたらば、その上であらた

めて人員、予算等を請求しなければならぬと思つております。

○長谷川(四)委員 それは局長たいへんな大層なことです。そういう頭でこの法律をつくつたというのなら、たいへんな間違ひです。それほどあなたはガス事業に苦情がないという前提に立つてこの法律をおつくりになつたということになると、たいへんな間違ひです。これに対する苦情が今またにどれくらい沸騰しているか。それを予算と人員の裏づけがなくて一切をやるというならば、あなたのところは今まよほど人間が余つていたところを裏づけています。私はあなたのところの人間がそれほど余つていたとは思えられなかつた。それほど余つていたら、今までは人員整理に対しては何の不満もないはずだと思ふ。それほど余つていないならば、通産省で行わなければならぬ整理は、あなたの方で一切受持つてもらうなければなりません。その点はどうですか。

○中島政府委員 こういう制度がありまして、これに基いて始終数十、数百の苦情の申出があるという状況では、本来ガス事業の監督が適当に行われていないことになると思ふのであります。従つてこういう道を開きますけれども、この規定に基きましていろいろ苦情の申出があれば、これを処理する。処置するかたわらにおいてガス事業者の方の事務の処理と申しますか、サービスについて不行届きの点があればあわせて十分警告するということは当然やらなければならぬわけでありまして。そういうことについて一つ一つ矯正して行きますと、苦情が絶無にはならないでしょうけれども、始終あ

るということはないじゃないか。またそういうことになれば、ガスの監督自体考え直さなければならぬと思ふ。あるいはまた苦情処理の意義等について考えなければならぬと思ふ。すけれども、現在のところは、多少出ましても、これを迅速的確に処理することによつてだん／＼少くするという方向に持つて行くべきだと思つております。

○長谷川(四)委員 東京といつてもこれだけ広い中で、苦情の引受所が一箇所です。これは消費生活に対するサービスだ。これは消費者に対するサービスだ。私はあなたのお考えがそういうところにあると思ふ。あなたがそれだけの考えを持つて、サービスといふことが前提にあるとするならば、各社に別にサービスの受け所といふか、苦情の受け所をつくりとつて、それが、あなたの使命ではなかつたかと私は考えます。どういふところにあつても、なるほどあるには違ひないだらうけれども、ガス会社が一箇所にある出張所が各所にある。各出張所に一人でも二人でも交互に苦情を受けるところをつくらなければならぬ。お役人が民間にサービス係をやらうなんといつても、八千数万人ある人間に對してお役人がサービスできますか。それは日本のお役人がサービスできるやうに向上されていると思ひます。これはまたたく間違ひじゃないかと私は考へる。しかしあなたの考え方、私がさういふところにあつたから、こういうふうにつくつたんだと思ふけれども、私は改めてもらいたい。なるほどお役人は公僕であるかもしれないけれども、それほど公僕化されているお役人といふものはただの一人もございせん。こういうふうな点から考へて、私企業、長所を生かさせなければいけない。ガス事業者はガスの供給によつて自分たちの役を全うすることができ、こういう点においては、各出張所一箇所に苦情の受け所をつくりなさい。こういうことが自然でなからうかと私は考へます。あなたはこれで間違ひがないという自信があるとするならば、いま一度お考え方を述べてください。

○中島政府委員 各会社でそういうふうな苦情の受付をつくるというところは、これはもちろんわれ／＼も賛成でございます。また事実会社もそういうふうなことをしております。各営業所ごとに、今までのようにガス会社あるいは電気事業者といふものをこわがらせないで、どん／＼文句を受け付けるといふことにしなければならぬわけでありまして、これは今後とも大いに奨励すべきことだと思ひます。

それから五十一條で申しますと、苦情の申立ては、ここにもあります通り文書で提出するということになっておりますが、現在この窓口と考へておりますのは、各地区にあります通産局でございます。通産局は全国で八つしかございせん。その数が少いといふことはあるけれども、それによりまして、郵便の時間の関係もございまして、一応事由を記載して出しまして、それによつて調査をする、従つて各営業所ごとに役所のプランチがなくても一応受付としてはさしつかえないわけですが、それによつて場合によりましては実際に調査もいたしまして

でも、それほど公僕化されているお役人といふものはただの一人もございせん。こういうふうな点から考へて、私企業、長所を生かさせなければいけない。ガス事業者はガスの供給によつて自分たちの役を全うすることができ、こういう点においては、各出張所一箇所に苦情の受け所をつくりなさい。こういうことが自然でなからうかと私は考へます。あなたはこれで間違ひがないという自信があるとするならば、いま一度お考え方を述べてください。

し、会社の方に問合せをしたりなんか
いたしまして、適当な処理をして行
く。あわせて先ほどもおつしやつたよ
うに、各会社でもそういうような苦情
の受入れ態勢をつくつて、ぜひ迅速に
サービスの改善をはかる、こういうこ
とをあわせてやつて行く必要があると
思います。

○長谷川(四)委員 しかし、あなた

の方では、たとえば東京にだつて一箇所
しかない、それでかりに文書が来たか
らといつて、その手紙を受取つて、そ
れからさらに検閲を加えて処理する
というのですが、あなた方は要するに監
督の立場にあるのだから、それをやつ
てしまつたのでは、監督という立場が
こんがらがつてしまふ。だから私は文
書で来るものだけつこうけれども、監
督という立場にあるというだけでは
忘れてはならない。従つてこの監督を
する上においては、そういう機関をつ
くらせておいて、その機関にさらにそ
ういうような注意があつた場合は、役
所としては監督権を発動する。いかに
あなた方が監督をするといつても、来
た手紙に一々、こういうことは第何条
に抵触するものであるから一切まかり
ならぬ、従つてこれはこうだと言ふこ
とは、これはあなた方はやれません
よ。あの大企業、瓦斯会社に向つて、
あなた方のような役人がそんなこと
を言つたつて、向うではそんなことは
とり合つてはくれませんよ。局長がそ
んなことで役人風を吹かせましても、
こんな時勢にだれがこんなことをと
合つてくれますか。役人がみづから
サービスの出ようと考えているのじや
ないですか。私はこういう点において
五十一條は削除すべし、従つて私が先

ほど申し上げたような点に修正を行
ふべし、これがこの第五十一條に對する
私の意見であります。第十七條の供給
規程の需要家の申出に對して必ずこれ
を処理するといふ機関を出張所ごとに
持たせるということにすべきではない
か、私はこう考えます。だから五十一
條は削除して修正をすべし、こういう
ふうに私は考えます。

さらに伺いますが、ガス供給規程の
第三十五條に「標準熱量が三、六〇〇
キロカロリーより二%を超えて低い場
合は、その低い部分についてその月の
料金から差引きます」とありますが、
そういう標準熱量より低い供給に對し
て、一般需用家として料金払いもどし
を請求することができかねない
か。またできるとして、どこでそれを
はかるのか。一々その熱量をはかる機
械を各一軒々々に与えておくか、こう
いうことも考えなければなりません。
そこで結局こういうことを書いておく
のはけつこうであるかもしれないけれ
ども、そういう低下したところの状況
を知るすべがないのではないか、こう
いうふうに私は考えますが、そういう
点について何か名案があるのか、こと
を思ふのですが、それについてはどうい
うような考え方を持つておられます
か。

○中島政府委員 ただいまのお尋ねの

前に、先ほどの苦情申立ての五十一條
を削除すべしという御意見のようでご
ざいます、会社におきましてそういう
ふうなサービスの機関を置くことはた
いへん望ましいことである。しかし
会社だけにまかしておくと、これは
会社のサービスに對して会社に文句を
つけるわけでございますから、それが

納得できないというときに、やはり監
督官庁の方にかけ込むという道もあつ
た方が需用家のためであるかと考え
まして、五十一條は必要であると私
どもは考えるわけでありました。

それから熱量不足の場合でございま
すが、これは今度の法案の二十一條に
よりまして「ガス事業者は、政令で定
める方法により、その供給するガスの
熱量及び圧力を測定し、その結果を記
録しておかなければならない」という
規定がございまして、これによつて
ガス事業者が供給しておるガスの熱量
がどの程度のものであるかということが
常にはつきり記録に出ておるわけであ
ります。もしもその記録を見まして、
熱量が供給規程の第三十五條にありま
す二%以上低い場合には、ガス事業者は
自発的に料金を差引かなければならぬ
ということになるわけでございます。
これは認可を与えまして供給規程で
ございまして、法律自体にいたしまして
は、一応この二十一條によつて測定義
務を課しまして、それが規程で定める
熱量以下の場合には、業務改善命令を
出して、それに従わなければならない
罰則が行く、こういう取締りのやり方
をいたします。消費者に對しまして
は、この供給規程によりまして、一定
以上の熱量を保持しない場合におき
ましては、料金を差引くということ
をガス事業者自体がみづからやらなけ
ればならぬことになつております。

○長谷川(四)委員 いずれにしても需

用者というのは無知なものでありまし
て、その無知な一般需用者に対する保
護政策をどうするかという点もお考
えになつたと思う。しかし通産局が今
まで事業者をどういうふうに監督をし

て来たか、今までのあり方はどうであ
るかという点を承つてみます。それ
に二十一條の熱量等の測定義務が事業
者に課せられることになりましたが、
万一低下の場合必ずしも必ずしも
ようなことが可能であるかどうか、こ
れをひとつはつきり伺つておかなけれ
ばなりません。

○中島政府委員 ガスの熱量は、熱量

を測定する場所におきまして明確に記
録されておりますから、それが二%以
下になるかならぬかというところは明
かでありまして、従つてその場合にお
きまして、この供給規程の第三十五條に
ある場合には、当然差引くということも
明らかに可能になるわけでございます。
○長谷川(四)委員 かまどやこんろは
無税であつて、ガス器具には二割の物
品税がかける。こういうことを局
長はどう考えているのですか。国民生
活においてなくてはならない燃料にお
いて、ガス器具に對してだけ課税され
ておるといふことになるのですが、あ
なたはどういう考えを持つておるか。
こういうことは不合理だから撤廃して
もらいたい、しなければならぬとい
うような運動を、あなたは大臣にどう
いうふうになされたか、その経過を承
ります。

○中島政府委員 一般の必需品であり

ますガス及びガス器具に對しまして、
必要以上の消費税をかけますことは適
当ではございません。こういうふう
に考へております。従いましてガス税
あるいはガス器具に對します物品税とい
うものについては、常にわれわれの立
場をいたしましては、これを軽減する
いは全免するようになすことに運動

しておるわけでありまして、ことにガス
器具につきましては、非常に程度の高
い、たとえばガスの冷蔵庫であります
とか、そういうふうなものにつきまし
ては格別でありますけれども、一般の
大衆がだれも使うこんろ等につきま
しては、物品税を撤廃してくれというこ
とは機会あるごとにわれわれは言つて
おるわけでありまして、こういう免税
に關するような事務は、通産省にお
きましては企業局でとりまゝ大蔵省
と折衝いたしております。従つてわれ
われの方は企業局の方へは常に機会あ
るごとにこういうことを申し出てお
ります。また大蔵省の方にじかに掛合
つたこともあります。同様にガス税につ
きましては、今度の税制改正につきま
しては、そういう点については強く主
張いたしておりますが、なか／＼われ
われの希望通り実現しないようなわけ
でございます。

○長谷川(四)委員 あなたのお氣持は

よくわかりましたが、大臣は何とお答
えになりました。そういう話をしたと
きに、大臣はあなたに對してどうい
うに答えたか。そして大臣がこれら
に對して運動した形跡があるかない
か、これを明らかにしていただきた
い。

○中島政府委員 器具の免税に關しま

しては、私直接に大臣にお願したこ
とはございせん。おそらく企業局の
方で話はしておると思ひますが、ガス
税につきましては話したことがござい
ますが、結局これは地方税制全体の問
題だから、自治庁とよく相談してみよ
うというところで、自治庁長官にこの点
につきましてのお話合ひはあつたので
はないかと思ひます。

○長谷川(四)委員　ガス税は地方税で、電気もかかつてゐるから当然かか

○中島政府委員 先ほども申し上げました通りに、ガス器具の免税の問題は、通産省では企業局でまとめることになつておりまして、私から直接この話を大臣に持ち出したことはございません。

○長谷川(四)委員 企業局なんというのはいしからぬ。この次は企業局を呼んでください。

そこで特定供給のガス料金には税金が課せられていないというのですが、特定供給のガス料金に対する税金がかけられないことになる、税の公平な原則をここでくぐがえすことになると思う。これに対してあなたは何かの想

拠があつたことと思うが、これに對してのお考え方を伺います。

○中島政府委員　もと／＼ガス税というものは、いかなるガスについてもかけてもらいたくないというのがわれわれの希望でございますが、一般供給のガスに対してガス税がかかり、特定のものにはかけておらぬ。これはおそれなくその地方地方の徴税技術上の理由だろうと思います。ことに一般の場合におきましては、ある地区内の需用家がかつておる。全部一つのガス会社にかかつておる。ところが特定供給の場合におきましては、地区外の需用家が隣の地区のガス業者から供給を受けますとか、あるいは自家用ガスを持つているものが隣の工場に供給いたしますとか、そういう特殊な場合でありますので、そこを同じガス業として地方としては扱わないで、税金の対象としない、こういうふうな状態にあるのではないかと申し上げます。しかし公平の概念から言え、そこにも当然ガス税は賦課すべきだという議論も成り立つと思います。

が、その点につきましてはどうもわれわれとしてはあまりしつかりしたりくつは考えにくいわけであります。

○長谷川(四)委員　私は、ガスの税金はとらせろということではないのでもつて、税の公平という原則に対して考

○中島政府委員 今度の法案の第

三条によりますと、特定供給はその供給区域外の地域においてガスを供給するときという場合を言つておるのであります。従ひまして、たとえはある地域内、東京なら東京の地区内におきます特定の工場に東京瓦斯がいろいろな契約をいたしまして供給いたしましたも、これは特定供給とは申さないのであります。従つてこれにつきましては一般供給で当然ガス税が支払われる

わけてありまして、地域外にあります隣の特定の工場に供給します場合には特定供給ということになりまして、これについてはその地域の町村なり何なりが主として決定するところであつたといふことが、先般の調査で明らかになりました。

とをきめるわけであります。従つて区域
域内におきましては特定のものを選び
まして、それに対して特定供給を行つ
てガス税を免除するといふ措置は絶対
に行えないといふことははっきり言え
ます。

○長谷川(四)委員　そうすると区域内

には特定というものは絶対に入れさせない、こういう考え方ですが。

○中島政府委員 その通りであります。

○長谷川(四)委員 そこで天然ガスの占める割合というものがどのくらいに

うものが全国の推移から見て行つてどうか。今後の天然ガスの発掘をして行くことは当然予想されなければならないが、この推移をあなたはどのくらいに見ておるかということをお伺いします。

○中島政府委員　現在では、全体のガス業から供給されますがガスの供給量の

中て天然ガスの占める割合は、五割足らずでございます。將來これがどの程度ふえるかということは、天然ガスの探知されず地域が限定されておりました、しかもこれはどちらかというとも都会地に少くて、ガスの需用が比較的少ないなかに多いという関係もありまして、これが非常に伸びるということとはちよつと考えにくいのではないかと。伸びてもせいふく一割かそこらではないかというふうに想像するわけではありません。

○長谷川(四)委員 いま一点。天然ガスと石炭ガスとの現行料金の差というものはどのくらいになつておるか。それから今後各所で新設備というものの対する料金の差というものの予想。また、ガス五箇年計画には天然ガスというものはどのくらいに見積られておるか、ということをおなたに何うのですが、今の御答弁の中にあつたような、五箇年計画の中にある天然ガスが一割ということであつたのか、お考えが正しいか、いふことを伺います。

○中島國所蔵五箇年計帳の中に、ほとんと天然ガスは問題にしておりませんで、現在のパーセンテージ程度、せいゝ四、五パーセントくらいから、そうよけい伸びないというふうに考へておるわけであります。それから天然

ガスのコストは一般のガスよりよほど安くなつておるわけですが、現在天然ガスの事業の中で一番高いものを見ましても、石炭ガスに比べますとまだ若干安い、こういうふうな傾向にございます。

○長谷川(四)委員　天然ガスはもう伸びないんだなんて、あなたが本気で言つておるとは解釈しないからいいけれども、

とを言つたんだつたらこれから二、三時間あなたとやらなければならぬと思ふ。あなたが天然ガスはもう伸びがないと言つたのは、それは答弁のついでに言つたのだと思うが、あなたがそういう確信の上に立つているなら、私はこれから二、三時間あなたと討論しなければなりません。あなたがそんなに軽々しく国内資源を見ておるなら海外から持つて来る石炭はあなたにとってでなくさん使つておるのであつて、しかも国内から出る天然ガスの料金は安いのだと言つておつて、もう限度だからこれは出ないという考えに立つかつておつたらこれは大した間違ひなんです。真剣にあなたが言つたとするか

のではないかと私の感じでございます。

○長谷川(四)委員 とにかく隣に川上局長がおるから、あなたがそういう頭

だいたいへんな間違いだから、よく局長に聞いてください。あなたは何もしないで、国内資源をそんなに軽々しくあな

なことが考えているということになると、聞き捨てならぬ言葉だけれども、川上さん恐れ入りますが、事業局長はちよつと頭が悪いようだが、国内資源をあまりにも軽々しく見ていて、外国から持つて来る石炭の方がいいとい

う考え方を持つておるようでありす。そんな考え方はわれわれとはマツチしないから、よく話してやつてくだ

さい。さつき申し上げたように、二、三の点についてはどうしても考え方を直してもらわなければならぬ。先ほどの五十一條にいたしましても、なるほどそういうような役所があつてもいい、それは認める。けれども他に

そういうようなものを、つまりガスの出張所一箇所にはそういう苦痛を承り所を一つはつくらせなければならぬとい

うふうに私は考えます。なお二、三の点はどうしても修正をしていただかなければなりません。きよりの私の質問はこれで終りました、次会にはその修正したところをお目にかけ、御判断を仰ぐことにいたします。

○大西委員長 次に柳原君。

○柳原委員 簡単に質問いたします。現在市場で販売されておるコークスの中で、ガス業者が副産物としてできたコークスを売られておる率はどのくらいですか。

○中島政府委員 いわゆる市販コークスの中でガス事業から出るコークスの割合が大體六〇％でございます。

○柳原委員 要するに市販のうちの六〇％はガス業者がコークスを供給しておる、こういうことになつて参りました。そこで私はそれだつて尋ねたのですが、これらの大きなガス会社、つまり東京瓦斯、大阪瓦斯、東邦瓦斯等

であります、その一つの例をとりますと、東京瓦斯の子会社といつた方がいいでしよう、傍系会社というのかも

わかりません。それが東京コークス株式会社が、全部東京瓦斯が株式を二億円で、全部東京瓦斯が株式を持つておつて、しかも役員、取締役

を五名も送つておる、こういう關係になつておるのでありますが、要するに公益事業であるガス事業者が金額を出した会社において市販の六〇％を占めるコークスを取扱しておいてよいか

どうか、こういう問題であります、その辺について公益事業と関連して、この子会社への出張等について、これでよいかどうかという御見解が承りたいと思ひます。

○中島政府委員 お話の通りに東京コークスは東京瓦斯の子会社でございます。これは完全に東京瓦斯と一体をなした会社でございます。本来からい

えば、コークスの販売はガス事業者が当然の副産物といつてみれば、行つてさしつかえない性質のものでござい

ますが、特別の販売行為でありませう。またしかもその量かなり多い關係から、別会社としたしておる。しか

しながらこれは東京瓦斯のコークス販売部門と考えましたならば、必ずしもこれに對しまして全面的にガス会社の

方でタツテするといふことが適當でないといふ言えないと思ひます。將來とい

はたしませんが、もしこの東京コークスがほかの同じような立場にあるコークス元売業者と競争の立場に立つとい

うことでは問題でございますが、これが競争の立場に立ちますのは、たと

えば大阪でありまうとか名古屋でありまうとか、同じようなガス会社の別会社との競争關係でございます、東京

の東京瓦斯と東京コークス元売業者との關係におきましては、全体の總元卸的

な關係に立ちますので、いわば生産業者の販売部門という立場に立ちますので、いわゆる独占禁止法的な關

係からいたしまして、これを不當だといふ言ひがたいのではないかと、またこの東京コークス会社の經理等につき

ましては、東京瓦斯で全面的に責任を持つておられて、それが間接にはガ

ス事業に對します監督を通じて通産省の監督下にございまして、東京コークス自体が非常な利益を受けて、

それがガス会社にもたらすに、その利益が別に適當でない方面に飛んでしま

うといふふうなことは監督上十分取締ることができらうと思ひます。

○柳原委員 せんだつての委員会でもそういうふうなお話があつたのです

が、要するに石炭が上れば、コークスの収入もそうなるのだから、ガス会社の方も大してかわりはない、また下がればコークスも下つて来るのだからと

いう理論でお話されたのであります。しかしえてして親子關係にある会社は、世間から疑惑を招く。石炭はなる

ほど最近下つておりますが、コークスは、はたして子会社にそんなに下げて

売られておるかどうか。そういうところを疑問に思つておられますから、私が言ひたいのは、この二十六條で

これから、これからでもありません、今までもありますが、ガス事業者は通商産業省令で經理の監督と申しま

す。そうすると、一〇〇％投資されておる子会社ならば、当然同一のわくをはめなければならぬ、こういうふう

を説んでみますと、この二十六条はこの会社でも同じこととやありませんか。たとえば何々の経費は賃金でもよろしい、その他の交際費でもよろしいとか、これ以上支払つてはいけなとか、資本金の比率等を割出して、一定のわくを押えることならばけっこうであります。ただ様式だけをきめて整理せよということだけでは、公益事業としての監督、取締りは不十分のように思われます。その辺はどんなものか、その監督を強化するわくをはめるといふならば、子会社にもはめてもらい、こういうことを考えておるのですが、二十六条はこれではよろしいのですか。

○中島政府委員 二十六条でいろいろ会計上の様式をきめておりますが、これはやはり会計の監督をいたします場合に、整理の方法がまち／＼であります。なか／＼目が行き届かないという関係から、少くとも様式だけをきつて規定いたしまして、監督のしやすいようにということでありまして、その結果につきましては、ここでは直接書いておきませんけれども、二十七条によりまして、減価償却が少い場合には適当な償却を行うべしというような命令をすることができるとなっております。その他の点につきましては、監査の結果を公表するというようなことによりまして、逐次会計の内容を改善させる、また最終的には、監査の結果をわけて利益が多過ぎるといふ場合においては、原価の改訂を命じまして、料金を下げさせるというようにすることもできるわけでありまして。

○柳原委員 監査していろいろの命令を出す、こういうようなお話であります

すが、実際にいってはいか／＼できないことだと思ふのであります。二十六条の非常に抽象的な、たとえば経費で余分に放漫に使われておつたというような事例に対して、注意とか警告を発せられたことがありませんか。

○中島政府委員 かつて会計検査をいたしまして、その結果について警告を出したことはあると思ひます。

○柳原委員 次に移ります。東京瓦斯、大阪瓦斯、東邦瓦斯の問題であります。これは大きいから私は例にとつて言うのでありますが、その定款を見ると、私の見たのは昭和二十七年度の会社年鑑で見たのでありますから、現在はいか／＼おつておるかもしれません。そこまで勉強しておりませんか、参考

に伺います。営業の目的の中に、東京瓦斯はガス器具の販売もやると書いてある。大阪瓦斯はそういうことはやらないと書いてある。全然うたつておりません。東邦瓦斯は、ガス器具の販売及びガス器具の貸与もやるのだと書いてあるのです。こういうガス業者が営業の目的がまち／＼であつてよいのかどうか。ガス器具の販売とか貸与というものがあつたために、世にいわれる組合が行われるのではないか。ここに原因があるのではないかと思ふのですが、その辺について統一した指示というのか、そういうことをおやりになるお考えがあるのかないのか、その点ひとつ御説明願ひたい。

○中島政府委員 現在の各会社の附帯事業あるいは定款等は、大分古い、瓦斯事業法時代から継続いたしておる事項でございます。従つて本法案を提出されまゝ場合には、附帯事業に關するわれ／＼の考え方も一応統一いたしま

して、そういう点についての方針はやはり整理すべきだと思ひますが、まだその点についての研究は十分行つておりません。今後十分研究いたしたいと思つております。

○柳原委員 統一したいというお考えならいつてござりますが、早急に統一してもらつた方がよいと思ふのであります。そうすればとかくの悪評をこうむらずに済む。そうして公益事業としてすつきり行くことができると思ふのです。私に言わせれば、公益事業としてのガス会社は、ガス器具の貸与ということまではやらない方がよいと思ふのです。それはそれ／＼専門の業者にまかせた方がよい。技術的に考えて、ガス業者がガス器具をつくりたり売つたりすることは、いい面もございまして、そのくらのことは民間の会社でも十分やれることとありますから、切り離した方がよいと思ひます。歴史的に見ても、かつてのガスこんろの間屋さんとか、ガス・ストーブとか、ガス冷蔵庫の間屋さんは、今は姿を消してしまつたのであります。これらは主として中小企業であります。大企業がこ

ういうことを逐次始め、抱合せに移つて行つたがために、現在ではその姿が消えて行つた。これは電気事業にも同じことが言えると思ふのであります。が、そういう面はひとつ切り離してもいい。こういうことを要望してよく次第であります。

○大西委員長 齋木君。

○齋木委員 第一点として質問いたしたいのは、三十三条の第四項第一号にガス主任技術者免状の返納を命ぜられた者は、二箇年を経過しないときは再交付しないといふありますが、いかなる視

点に立つて二箇年という年限をきめたのであります。まずお伺ひいたします。

○中島政府委員 二箇年というのは、必ずしも計数的に割出した数字ではございせんが、たとえば第四項の第一号の規定により免状の返納を命じられた場合といふのは、第三十四条によりまして、免状の交付を受けている者が法律違反をした場合あるいは命令違反をした場合でございまして、従つて法律あるいは命令に違反したような事態があらはれた場合には、一種の懲罰的な意味におきまして、二箇年はこれを停止するといふ趣旨にいたしておるわけでありまして。

○齋木委員 法律違反の問題もありませんが、二箇年の点がわからないので、これは一箇年にするとか、半年にするとかいふお考えはお持ちではないのですか。

○中島政府委員 これは半年、一年ではいけないという理由もないのでございまして、この場合ガス主任技術者の免状を取上げましても、ガス技術者として職務に従事することはできるわけでありまして。ただ主任技術者としての責任を与えるといふことは、そういうふうな違反行為をしたものにつきましては、しばらくの間は適當でない、それは少くとも半年は短か過ぎるし、一年でもいいかもしれませんが、二年くらいは禁止をした方がよくはないか、こういう趣旨であります。

○齋木委員 二箇年くらいいいのではなからうかという観点で、そうしてガス主任技術者といふものは全国で多数おありになつて、製造事業会社その他においてちやうど事務的な技術者が

あるというお考えですか、そういう観点に立つて二箇年くらいは罰則の規定を設けてもよいのじやないかという考えのもとに二箇年としたのでありますか。

○中島政府委員 主任技術者の免状を持つておる者はたくさんございまして、しかしある工場だけを考えますと、その主任技術者がいなくなると、あとかわりのものがないといふことは考えられないこともないわけではあります。しかしいよいよ主任技術者としては法令等を守るといふことは絶対必要でございまして、まずそういうふうな法令違反といふことがないやうにすることを十分考えさせる必要がございまして、もし違反した場合には、このくらのきつ制裁をしようといふことはやはり明らかにする必要があるのであります。またこれは法文によりまして、交付を行わないことが

できるものでありますから、もしその違反等が何か特別の事情によつたものであり、しかもその間の実績においてすみやかにこれをまた復帰させるということが必要であるといふ場合には、二年たちませんでも、さらに再交付することはできるわけでありまして。

○齋木委員 そうすると五十三条の三項、一項等に関連すると思ふのであります。経営者に対するところの罰則等においては、これを予想されていながら、たが従業員とか、技術者とか、勤労者の方のみ罰則を強要するといふような傾向があるものであります。五十三條の一項中におけるところの、「その他ガス工作物の機能に障害を与えてガスの供給を妨害した者は」とあるが、これらに対するところのガス従業

このようにすることは違反した場合は、形式的に一応条文を整備したとしても、公企業に対する一つの方法として非常に微温的というよりは、形式的に一応条文を整備したと

うだけであつて、ほんとうに正確な報告を求める、帳簿記帳を求めるというような意思が、この法文の中にはないのではないか、こう思うのであります。が、一万円以下の過料で十分その目的を達し得られるとお考へになるか。

○中島政府委員　二十六条の場合には、一定の様式に従つて会計を整理しなればならぬ、これだけの事項でございまして、その様式を守らなかつたということであります。従つてそれについては、一万円以下の過料程度で一応罰則としては十分であつて、むしろそれを発見いたしましたならば、訂正して早く所定の様式に直してもらうということが必要なわけあります。たとえ四十六条の場合におきましては、提出を求めました報告書に虚偽の報告をした場合には、これは事態が多少違ひますので、五十九条に基きますと三万円以下の罰金ということになつておりますが、これは明らかに非常に悪質でありますから、罰金をもつてこれを処理するというふうにいたしましたわけあります。

○永井委員　罪の解釈に対するいろいろな価値批判というものはあるわけでありますが、個人がどろぼうした、食えないために盗んで食つたという罪に對しては、これは懲役何年というような罪が科される。しかし公の機関において、それ／＼の職務においてその影響するところは非常に社会悪的なもの、国民全体の利害に影響するというような、こういう社会性、普通性を持つた罪に對しては、非常に罪の組立てというものが軽く規定されておる。こういうのは資本主義社会組織における一つの逃げ道でもありませんようにけれど

も、そういうような形においてそれが法的にも實際的にも擁護されるという形が出ておるといふのは不均衡だと思ひます。ここにも個人が何しても懲役何年というよりな、それから主任技術者がどうしても二年免状をとる。五十六条においては、二年以下の懲役もしくは二十万円というような規定をしてゐる。経営において何十億というよりな利益を得るこの経営の規模にある者に対して、過料一万円とか、罰金三万円とか、これは形式であつて實際にはその効用を持たないとわれ／＼考へる。この法全体の運営にあたりましては、何と申しまして、國家管理ではない私企業の形態を残して、そういう性格の上に立つて公共の福祉をはかるといふ國民經濟的な立場で、公共的な企業を推進させて行くというからには、その帳簿記載なり、會計なり、

いろ／＼な報告書は、原則として虚偽は書かないのだという上に立たなければ、この法律は成り立たないと思います。従つて原則として虚偽は書かないのであるというからには、もしもそういう信頼性の上に立つた法律の中において、ごまかしていろ／＼なことをやるといふことに對しては、国民の名において嚴重な処罪をしてさしつかえないといわれ／＼考える。こういう点に立つて局長は、こういう過料一萬円、罰金三萬円というような程度において、十分に会計報告あるいはいろ／＼な報告が期待できるようなお考えであるのか。お考えであるとするならば、その理由はどこういふところにあるか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○中島政府委員　法規を守らせるために、その手段として罰則を嚴重に置く

というだけでよいかどうかについては問題があるかと思いますが、しかしただいまのような世間一般に非常に大きな影響を及ぼすような事項につきましては、さらに厳重な罰則にすべしという議論につきましては、私もある程度感じを同じうするものであります。ただ現在の刑罰法規の体系にはやはり一定の原則がございまして、それに基づきまし刑事局の方では罰則を想定いたしておりますので、われ／＼といったしましては、現在あります罰則に基づいて、それ／＼の事項に応じた罰を規定することを認めたわけであります。これにつきまして特にしろうと的な意見を申して強くやるということはいましておりませんが、大体現状として刑法体系の中でのバランスをとつてこいうふうにいたしたわけであります。

○大西委員 小平久雄君。
○小平(久)委員 大体質疑は尽されたようであります。二、三簡単に伺つてみたいと思います。第一にこの事業の許可關係であります。今回の法案によりますと、第五条においてこれを規定いたしました、いわゆる地域独占の従来のかめ方を改めたということで、これを法文について見ますと、現行法の第二十八条においては、なるほど「同一の地域を供給区域とする二以上の公益事業の許可をしてはならない。」という明文があつたわけでありまして、これは今回の法案では明らかに削除されておる。この点はわかるのであります。ただこの第五条の本文の書き方でありまして、これによりますと「通商産業大臣は、第三条の許可の申請が左の各号に適合していると認

てはならない。」こういうふうに書いてあるわけです。これは現行法によりますと、一定条件にかなつた場合にはむしろ進んで公益事業の許可をしななければならぬ、こういうふうにしてあるようであります。最近の立法例を見ますと、もし私の記憶が間違つておらなければ武器等の製造法なども一定の基準に合致した場合においては大臣はこれを許可をしなければならぬ、こういうふうに義務づけておりまして、行政当局の自由裁量の余地をなくしておる、こういうふうに考えておりますが、今回の場合にはそういう場合にはそういう書き方をしておらぬのであります。これはどういうわけでありますか。

○中島政府委員　この点は裏から書きまして表から書きまして、その解

釈は同じだという大体の考え方でござ
います。ただ気分的にはこういうふう
に書きますと少くともこういうふうな
条件に合致しておらなければ許可はも
らえないのだ、逆の場合におきまして
は、これだけの条件が当てはまつてい
る場合には必ず許可がもらえるという
ことになるわけであります、この間に
若干の相違がございますが、大体結
果においてはどちらから書かしても
運用上は大差ないというふうに考えて
おります。

○小平(久)委員 どう書いても大体は
同じ結論になる、こういう趣旨だと思
います。これは何回読んでも、乏しい
わかれ／＼の国語の知識をもつてし
ても、大体同じ結論になると思います
が、厳密に言えば、これは第五条をす
なおに読んでみますと、この第一号な

いし五号の条件に適合する場合であっても許可しないでもよろしい、適合した場合に許可をするのであるが、それでもなおかつ許可をしないでもよろしい、あるいは許可をしない場合があり得る。すなわちこの条文だけを見ると少くもそう見えるのでありますが、そういう場合を何か予想しておりますか。

○中島政府委員　どうも厳密にその辺私どももまだ突き詰めて考えておらないのでありますが、たとえばこれを逆に許可しなければならぬといたしますと、この第一号におきましてガス事業の開始が一般の需用に適合しておるかどうかということは計数的な問題でございませんで、若干そこにあまい点があるわけでございます。従つてそこにも議論の余地がありまして、適合しないということをかきにわれ／＼が考えましても、あるいは他の方では適合するという解釈ができるかとも思いますが、そういう場合においてもしも適合しているということであれば、どうしても許可をしなければならぬ。ところがそういうあいまいな数値が一にも二にも三にも四にも、常に共通にあるという場合におきましては、やはり全体をひつくるめまして相当疑問であるから許可をしないということも起り得ると思いますが、逆の變き方をしておりますと、いずれも六十点以上の場合にはやはりどうしても許可をしなければならぬというふうに迫り込まれるおそれもありますので、そういう点における多少の気分的な余裕を持たしたということではないかと思ひます。

それからついでにちよつと先ほどの

事業の休止若しくは随止又は法人の解散により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、第

程度の差を認める意味において、著しくいつたような言葉を費しておいた方がむしろいいのじゃないかという感じがするのではありませんが、その点をひとつ承りたいと思います。

なおまた今も御説明のうちにありますが、休業止を認める場合については、やはり私企業という建前を認めて、以上は、要するに、私企業としての経営をすることがどうしても困難だといったような場合には、これは認めるといふことをやはり明文ではつきりしておいた方がいいんじゃないかと思ひますが、その点はいかがでしようか。

○中島政府委員 初めの点の公共の利益というものは、許可するときと、休業止を認可する場合とが違つたものであるとは決して考えておりません。ただ当初予定しておりましたいわゆる実際にガス事業について来る公共というものと、それからガス事業を開始したとして、廃止する直前におけるガスの公共というものが、当初と違ひまして、非常に小さい。従つて初めガス事業を開始するときには、地区内の大部分の住民がガスの需用家になると考えておつたところが、従つてその全体の公共のためにガス事業を開始するのとが利益であると考えておつたところが、その後開いてみた結果において、そのうちのごく一部分しかガスの需用家としては出て来なかつた。従つてその残りのいわゆる公共について、ガスがそれほど利益でなかつたという見込み違ひがあつたということと、私は先ほど申し上げたのであります。それから私企業であるから赤字経営をいつまでもさせるということは適當

でない。従つてそういう場合には、休業止をもちろん認めておるわけでありませうけれども、しかしもしその企業の努力が不十分であるために、また何らかの救済措置をすれば事業経営をし得るにかならず、目先たゞ／＼赤字経営であるという事由をもつて、ガス事業の廃止をするというとは、やはりガス事業の公共性からいって、少し早過ぎるのではないか。やはりそこではかの事情も考へて、どういう方法を講じてこれ以上続けることが一般利益にならないといふふうに認められるときでなければ、許可しないといふ方が公共事業としての建前ではないか、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○小平(久)委員 次に会計の關係で簡単に承つてみたいと思ふのであります。先ほどもどなたでしたか、質疑がありました。いかにも法の上から見ますと、会計の監督という点についての規定は、これはガス事業が公益事業という立場から見ると、まことに簡單過ぎるくらい簡單にうたつてあると思ふのであります。その整理の仕方あるいは減価償却額についての指示の規定があるだけであります。特に先ほど申しましたが、これがもちろんこの規定はいわゆる他の子会社なりあるいは關係会社に適用にはならぬものだらうと思ひます。そこで一般から見ますと、こゝいつた事業であればあるほどこの会計の内容といふものを詳しく知りた。特に料金額値上げといふような問題が起れば起るほど会計の内容を知りたいのが人情であり、常識であると思ふのです。ところがいかにも簡單であり、特に法文からしますと、当局が

進んで何か会計の帳簿書類等を出させるとか、あるいは立入り検査をするとか、そういうことについては何ら規定がないようであります。これで一般の公益事業に対する考へ、特に料金額にこたえるのにこの規定で十分でありますか。

○中島政府委員 ガス事業に対しては、会計規定をごく簡略にいたしました。要するにガス事業の自主性を尊重するといふ建前をつたわけでありまして、最終的には結局業務監督をいたしまして、その結果によつて料金自体でこれをいじらせるといふことによつて締めくくりをつけなければならないかといふ考へ方をとつたわけでありませう。それから会計の諸報告等につきましては、四十六条に業務に關して報告をさせることができるという規定がありまして、これによつて経理内容等についての監督は十分できるわけでありませう。

○小平(久)委員 その四十六条による業務監督といふものは、いわゆる關係会社についてはどの程度できますか。親会社と關連する限りにおいてとくらに今概念的には想像されますが、その辺はいかがですか。

○中島政府委員 これは親会社の方の經理にいろ／＼出て参ります。あるいは事業そのものの内容につきましても、ある程度出て来るわけでありまして、それに関連してこれについては調査できます。しかし表面直接に關連会社の内容について調査することは不可能でございますが、實際問題といたしましては、親会社の經理あるいは業務の内容を十分説明させるためには、

やはり子会社の内容もある程度明らかとせざるを得ないことになると思ひます。従つて間接にそういうものについてはかなり明らかになることができると思ひます。

○小平(久)委員 ガスの熱量及び圧力の維持等の關係であります。これはもつぱら供給規程によつて行はれる建前のものであります。しかししていろ／＼と記録等を取寄せて監督しようといふ考へのおうであります。東京瓦斯さんの供給規程第二十九条を見ますと、天然等やむを得ない事由によつて云々といふことがうたわれてゐる。最後に但しこの場合使用者の受けた損害については当社は責任を負いません、こゝはつきりうたつてゐるわけでありませう。そこでよく問題になるのは、労働争議等が長期に及んで石炭が不足したような場合には、一昨年から昨年にかけてそういう問題が大部分またに起つたのであります。労働争議はもちろんいわゆる不可抗力の部類に入るだらうと思ふのですが、これは一般需用者側から言つて、どうもそういう取扱いは納得が行かないといふのがほんとうの氣持であらうと思ふ。従つてこゝいう点について、一体天災等やむを得ない事由といふのはどこが判断するのですか。ガス会社自身が判断するのですか。規程から見ると、ガス会社が一方的に判断するように見えますが、こゝいう点は当局の判断によつて裁定を下す余地は何らないのであります。条文上見るとどうもやうな氣がしますが、どうでしようか。

○中島政府委員 何か特別の事由によつて供給できないという場合には、ガスの供給をとめ、あるいは制限をするわけでありませうが、そういう場合にはあらかじめ当局の承認を得てからやつて行きます。それで承認を得た場合には正当な事由と認められるのじゃないかと思ひます。

○小平(久)委員 具体的に申しまして会社責任を負わなければならない事態、つまり会社の責めに歸すべきだといふ場合はどんな場合ですか。

○中島政府委員 おそらくはガス事業者が自分のガスの工作物、あるいは供給設備であるとか配管とかいふものの維持を十分やつていなくては、過失によつて事故が起きましたためにガスが送れなかつたといふ場合に、やはりガス事業者が責任を負うべき性質だらうと思ひます。

○小平(久)委員 今までの具体的な例がありますか。責任を負うて料金を引いたという例がありましたら、一つでも二つでも……。

○中島政府委員 その例はちよつと私存じませんが、たとえばガスの設備の折損でありますとか、あるいは破壊された場合、その支障を來したのがガス事業者の責任である場合には、その損害を賠償したという例はございます。しかしガスの料金をそれで差引いたという例はちよつと私存じません。

○小平(久)委員 その点料金を差引くほどの責任を負つた例がないといふことになりましたと、ガス会社の措置はこれすべて万全である、逆に言えばこゝういふ結論になるんじゃないかと思ふのであります。その例がもしありましたら、調べてどこかの具体例をお示し願ひたい。そうでないと、せつかくこゝういふ規定があつても、實際は需用者側からいへばこれは空文であつて、どん

な場合でも結局はガス会社の責任じゃないんだ、どんなことがあつても料金から引いていなんだ、こういうことになつてしまふのでありまして、どうもその点が消費者の立場からすると、いささか納得が行かぬ点だと思ふのでありますから、今まで具体的な例がありまして、お調べの上に資料として御提出をお願いしたいと思います。

最後に一点伺いますが、当局がガス事業に非常に力を注いでおられ、特に五箇年計画等もお立てになり、この方面に力をいたされていくことについてはわれ／＼非常に感銘を受けるのであります。ただガス事業はいかに大都会中心の事業である。もちろん従来はガス事業が大都を中心になければ事業そのものが成り立たなかつたことも事実だろうと思ひますが、わが国の全体の総合的な燃料の対策の面から、特に国内資源の活用というか、愛用と申しますか、そういう面から国内の石炭の活用というような立場からいたしまして、もう少しガス事業が地方の中小都市にまで及ぶように当局においても努力をお願いしたいと思ふが、たゞね考へてゐるのでありますが、たとえば都市施設として最も代表的である水道の設備、これと比べると、ガス事業に關する施策が相当遅れてゐるんじゃないかという見方をいたしてゐるのであります。御承知の通り水道については、簡易水道というやうなものがこのごろ盛んに行われまして、地方の中小都市でも相當普及して参つてゐる。ところがガスの方はな／＼、そう参らぬ。この点について私はもう少し中小の規模においても何とかガス事業そのものが成り立つやうな技術的な研究も

大いにいたしてもらひ、またそれに對して当局としても、でき得る限りの行政的な援助も考へてもらふ、こういう面ももう少し力をいたしてもらひたいという考えを日ごろから持つておるのではありませんか、この点について当局の御所見を承つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○古池政府委員 だいたいのお尋ねは私もまことにごもつともだと存じます。ただ水道と比較いたしましたガスの方が技術的な困難性が多いと存じます。簡易水道は最近非常に普及いたされてきて、ガスの方は今の状態では簡易水道を引くほど簡便にはなつていないのであります。まして、都府に限りならず、地方の面におきまして十分研究を重ねまして、普及いたすように、できる限り努力をして参りたいと思ひます。

○永井委員 この政令案を御覧になりましたが、これでは参考にも何にもなりません。要求した資料になりません。この法案は四月一日から実施をしたいといふことで審議を急がれておる。それでは四月一日から実施をするといふのに、こういう政令の要綱よりないのだといふことは、準備が不整だと思ひますし、あるならばひとつはつきりとそれを出していただきたいと思ふ。大体最近の法案は、法律を見ただけでは何のことかわからない。抽象的なことだけを法案に出して、具体的なことは全部政令に譲つて、政令でひねつて行かうといふのですから、これはこの法案と並行して政令を照らし合せて行かなければ、法律案の条文解釈が具体的にどういふ形になつて現わ

れて行くかということが理解できないのであります。この審議を促進する上から行きまして、もつと誠意のある政令案の資料を出していただくことを、委員会の名において要求いたします。

○齊木委員 私は公共の福祉という観点から質問したいと思ひます。ただいま小委員が東京瓦斯を非常に例にとられたが、私の県の福井県の敦賀市のガス会社に対するところの問題——会社は小さいかもしれないけれども、大きな問題が起つておるものではないかと、公共の福祉などというものは無視されて、現社長はガス導管を引揚げるとか何とかいふことで脅迫して、市役所等においても問題が起つてゐるのですが、局長はそういうことについて今日まで情報を受取つておるかどうか、また警告を発しておるかどうか承りたいのであります。これは公共の福祉に反するか反しないかという問題であります。

○中島政府委員 先ほど事業の許可の例で申し上げたことは実は敦賀の例でありまして、かつて敦賀市では需用家が少なくて経営が困難であるという理由でやめたいという問題が起きました、これでは市民一般が困るといふ別の意見もありました。そのためにこちらからガス課長を現地に派遣しまして、市と会社の当事者と十分打合せをしまして、そこで将来の需用を一応確保する、それに対して市からも相當な援助をするといふことによつて事業を継続することなくして済んだのであります。その後におきましては、そのとりきめによりまして、今日において

はガス事業が順調に進展しているのじやないかと承知しております。

○齊木委員 あなたは順調に行つてゐるやうな報告だといふけれども、順調も何も、ちつとも行つていないのです。——ガス課長はどこへ出張したのですか。

○吉田説明員 お答えいたします。あの問題は、前の敦賀瓦斯が非常にこわれまして、それを修復する金と需用戸数わずか三百戸ではとても引合われないといふのが理由でございます。私昨年八月に敦賀に参りまして三日間市の方々、敦賀瓦斯両方の代表者と会いまして、それ／＼の言い分をいろいろ聞きまして、その再建策をいたしまして、ではこのガス会社は、今後幾ら投資をしてどういふやり方で何戸までふやせばやめないと済むかといふふうな問題につきまして討議いたしました。その結果市あるいは市会議員の方々、あるいは会社の人々の間におきまして一つの再建策を立てました。一応われわれの検査をいたしました結果では、相當の金をつぎ込みました。二年以内に一千戸に到達すれば事業としては経営が成り立つ、その一千戸になるまでは赤字は会社側で負担する、それからあといろいろ／＼な市税その他については、市としては免除するといふやうなラインで協定を結びました。その後現在までそのラインでずつと進めておりました。実はわれ／＼といふしましては一年半以内に千戸になればいいという目標を立てておつたのでございまして、最近の報告では、この三月の半ばまでに八百戸に達してあります。そうしてガス料金も従前のままです、市民の方からも、市長の方からの報

告によりまして、ガスの出が前の敦賀瓦斯はお湯をわかす程度しか出なかつたが、最近ではガスの質がよくなつて厨房用に使えるやうになつたといふ報告が参つております。私もそれといたしましては、そういうふうな問題につきましては現地解決をするやうな場合にはただちに参りまして、いろいろ再建策について検討いたしております。今どういふ事情かといふお尋ねがございましたが、実はこの問題につきましては、今申しましたやうな経過でありまして、現在のところ予定よりは早く目的を達成するのじやないかといふふうに考へております。一年半という再建策を立てましたものが、あるいは一年以内に可能になるのではないかとはいふふうに私どもは見えております。これは敦賀瓦斯の一例でございますけれども、そのほか一、二問題が現在ござい

ますが、御承知のようにガスは地方公共団体との關係が非常に密でございまして、そういう問題の解決等については、その事例ごとに地方通産局でもやつておりますし、事と次第によりましては、ガス課長みずから参りまして解決するといふ方策で臨んでおります。

○齊木委員 そうすると公共の福祉といふことに對して相反するやうな結果が生じて来て、会社の怠慢によつて赤字が出たといふ場合において、地方公共団体等にその負担をさせるとかないといふことでは会社がごつて機車を押すやうな場合には公共の福祉を増進するといふことに当てはまらないと私は思ふのであります。それと同時に、八百戸と言ふけれども、私の手もとに來た報告では、千戸以上の申込みがある

けれども、会社では——料金面が資金
が知りませんけれども、それに応ずる
ことをしないで、怠慢でしないのか、
できないのか知りませんが、実際に
いてはやつていないということをお
われは聞いておるのであります。今
報告のように、一年半が一年ででき
るということは机上の議論であつて、実
際においては成り立たないということ
になつておる。そうすると公共の福祉
ということに相反すると思ひますが、
その点はどうなつておりますか。

○吉田説明員 今の敦賀瓦斯の問題で
ございまして、実際問題として、
資金調達の問題もございまして、われ
れとしましてはいろいろ計画で資金
調達の道を講じてやれば、大体一年半
で千戸になることは非常に努力はいる
と思ひますが、可能であると認めたわ
けでございまして。

それから市の方が云々というお話が
ございましたが私どもとしては市の方
の負担をお願いいたしましたのは、結
局市に對するガス税でございます。こ
ういふものに相當するものだけは一
応免除してやつてくれという形で行
つたのであります。その間特に市から
ほかのソースから補助金を出させる
という形ではございせん、たとえば
事業税とかガス税というものを、再
建政策が立つまでは一応それに見合
つたものとして補助金を交付したと
いうことにして、免税してやつても
らうという形をとつたのでございま
す。これはもうそういうことを早く
建直させますと、結局ガス企業とし
ては、私の参りました当時は非常に
小さな会社でございまして、会計検
査を全部やりまして、日々二万円、
三万円

の赤字が出ておりました。そういう
状況で續けておりましたのでは、ある
程度の免除措置でもとつてやらな
ければ再建整備は不可能であるとい
う原則からやつたのであります。そ
の間何も新しい財政的のソースから
特に補助金をやつたという形では
ないものであります。あの間の契約
を見ていただければよくわかるん
じやないかと思つております。

なお今敦賀市におきましては、申
込みが非常に多いのかかわらず引
けなというお話でございましたが、私
どもその申込みが非常に多くなつた
ことをむしろ喜んでおります。と申
しますことは、あの敦賀瓦斯がつ
ぶれかけたときは、毎日々々やめる
という家庭が多くて新しく引くとい
う家庭がないという点で、三百戸
くらいという状態でありました。そ
うした状態では、実は非常に悪い
ガスが送られておつた。正直に申
しまして飯がたけないというやうな
ガスが行つておりました。これにつ
きましては、全部その点では本管を
掘り起しまして検査をやつた。その
中にタールが詰まつておるとかある
いは腐蝕しておるといふ点があり
まして、その点を全部調査をやり
まして引きかえるのにどれだけの
資金がかかるか、その資金について
いづつまでそれを調達するかとい
う計画を立てまして、無遠慮な可
能な面としては、早く一千戸まで
持つて行くべし、そうしてその再
建計画は一年半でやるというこ
とをやつたのでございまして。従
いましてもう近く千戸になるとい
ふことになりまして、われ／＼とい
はしましては、一年以内に千戸にな
つたというところは、敦賀瓦斯の
その後の

努力は買つてやるべきではないか
というように考へております。その
点で從前の敦賀瓦斯としては非常
に非難に値することはたくさんあ
つたと思ひますが、昨年の九月以
來の努力につきましては、私ども
としては十分やつておることと
了解いたしております。なお今
後の問題につきましても、絶えず
報告をとりまして進捗を見て行
きたいと考へております。

○齋木委員 えらい異なことを聞
くものであります。從來のガスは
悪かつたから、需用者から申込み
がなかつたと申されたように聞
きます。検査とかなにかいふもの
はどがやるのか。ガスがよいとか
悪いとかいふやうな点について、
戒告なり警告なり発するところ
はどこか。取締り官庁として取
締る法律があるはずだ。それを放
任しておいて、ガスが悪かつたか
ら、需用者がふえなかつたから、
赤字になつたといふことでは、
会社も怠慢だ、当局も怠慢ではない
か。その責任は会社ばかりに負
わせるつもりでおいでになります
か。

○中島政府委員 ガスの熱量の測
量義務は、從來の規定にはござい
せんけれども、供給規程によつて
一定の熱量を供給する義務があ
る。当局といたしまして、この供
給規程を守るよう監督する義務
があるのであります。そういうや
うな事態が起きたことは、当然
監督官庁にその責任があるわけ
であります。しかし一応弁解いた
しますならば、戦後いづれの会社
も、そういうやうなことによつて
一時ガスの供給に非常な障害があ
つたといふことは言えるのではない
か。その戦後の状態から回復が
はなだ遅れておつたとい

う事情にあるかと思ひますが、その
間においての監督不十分の責めは
当局にあると考へるものでありま
す。
○大西委員長 それでは本日はこの
程度で散会いたします。なお次会
は二十六日午前十時より開会いた
します。
午後一時五分散会

昭和二十九年三月三十一日印刷

昭和二十九年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局